

第171回 石川県都市計画審議会

令和2年11月26日(木) 10時00分から

石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : 皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第171回石川県都市計画審議会を開催いたします。はじめに、事務局を代表いたしまして、土木部長からご挨拶申し上げます。

◎城ヶ崎部長: 改めまして、おはようございます。石川県土木部長の城ヶ崎でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、本県の土木行政の推進に格段のご指導・ご支援を賜っておりますこと、改めてお礼を申し上げます。

本県におきましては、北陸新幹線金沢開業以来、国内外から多くの方々が訪れまして、開業効果が持続していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、県内の観光業をはじめ、様々な分野で大きなダメージを受けているところでありますが、本県の魅力が失われたわけではないということでございます。

今後は、この新型コロナウイルスとも共生を図りながら、賑わい、活力を生み出す都市基盤整備の担う役割は一層重要となっていると思っております。地域の特性を活かした個性的で、魅力のあるまちづくりにしっかりと取り組んでいく必要があるということだと思っております。

また、一方で、本格的な人口減少社会を迎える中、持続可能な集約型のまちづくりの推進、それから近年頻発する大規模土砂災害に対応するため、災害リスクの少ない安全安心なまちづくりも求められていることと思っております。今後とも各委員のご指導とご支援をお願いする次第であります。

本日は、小松都市計画における市街化区域の編入、それから、編入地区に関連する道路計画の変更などについて、ご審議を頂くこととしてございます。

委員の皆様方には、どうか厳正なるご審議のほど賜りますよう、お願いを申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくごお願い申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配付資料の確認をさせていただきます。本日は5種類の資料をお配りさせていただいております。まず議事次第、こちらはA4 1枚になります。次に、第171回石川県都市計画審議会報告及び議案書、こちらA4の冊子になります。その次、議案書の別冊1ということでこちらと同じくA4の冊子になっております。このほか、報告事項資料として、A4 1枚、A3 1枚、こちらクリップどめしてあります。最後に、石川県都市計画審議会条例、こちらA4 1枚となります。

以上、5種類の資料を配付させていただいております。資料の不足等ございましたら、お知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めて参ります。議事次第の2、委員の交代の報告についてでございます。議案書の1ページの方をご覧ください。

当審議会の委員及び幹事名簿になります。人事異動によりまして、新たに委員に就任していただいた方についてご報告いたします。摘要欄の方に新任というふうに記載させていただいております。まず資料中ほどになります。関係行政機関の委員としまして、北陸農政局長の岩濱洋海様と、北陸地方整備局局長の岡村次郎様にご就任いただきました。

次に2ページをお開きください。一番上になります。市町村の議会の議長を代表する委員としまして、石川県議会議長会会長の野本正人様にご就任いただきました。

この下の欄になります。臨時委員につきましては、北陸財務局長の辻庄市様、中部経済産業局長の畠山一成様、北陸信越運輸局長の野津真生様にご就任いただきました。

委員の交代についてのご報告は以上でございます。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員22名中、16名の委員の方々にご出席いただいております。

それではここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長よろしく願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様には、ご多用中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第にそって議事を進めさせて頂きます。先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員22名中、16名のご出席を頂いておりますので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、西条委員と宮崎委員をお願いしております。

◎事務局： 西条先生の方が遅れておりますので、もしこのまま遅れましたら代わりの方に署名の方お願いしたいと思っております。

◆川上会長： わかりました。それではそういうことで進めさせていただきます。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回第170回審議会の結果についてご報告いたします。議案書は3ページをご覧ください。議第1602号加賀都市計画道路の変更及び、議第1603号白山都市計画公園の変更につきましては、令和2年3月、県告示を行いまして、都市計画決定が完了しております。以上で前回の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には、4ページにありますように、4件の議案が付議されてお

ます。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力よろしくお願い申し上げます。

今回審議いただきます小松都市計画の土地利用に関する2件の議案については、相互に関連することから、事務局よりまとめて説明をお願いします。それでは、議第1604号「小松都市計画区域の整備開発及び保全の方針の変更について」、議第1605号の「小松都市計画区域区分の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議題1604号「小松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について、こちらのスクリーンでご説明いたします。

議案書は、5ページと次のページの参考資料になります。また、別冊で計画書を配布しております。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」につきましては、都市計画法第6条の規定に基づき、県が都市計画区域毎に定める法定計画でございます。いわゆる都市計画区域マスタープランといわれるものです。

今回は、小松都市計画区域マスタープランの見直しになります。

区域マスタープランとは、都市の発展動向、人口、産業の現状、将来の見通しを勘案し、概ね20年後の都市づくりの方針を示すものでございます。

構成としましては、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無と方針」、「主要な都市計画の決定の方針」というふうなものから構成されています。

都市計画の目標につきましては、画面左に示します6つとなります。

今回、見直しにおける主な視点としましては、

- ・1つ目は、今後の人口減少、高齢化社会に対応していくため、「中心拠点への都市機能や居住の誘導により集約型のまちづくりの推進」を目指してまいります。

- ・2つ目は、「小松空港や北陸自動車道などの広域交通と連携した産業拠点の強化とアクセス性の向上」を目指したいと思っております。

- ・3つ目は、「ハードとソフト対策が一体となり、総合的な雨水排水対策など災害に強いまちづくり」を目指していくこととしております。

- ・4つ目は、「木場潟等からの白山眺望の保全等」を推進することとしております。

次に、区域区分の決定方針についてご説明いたします。

区域区分は、赤色の市街化を進める市街化区域と緑色の市街化を抑制して農業等を保全する市街化調整区域に区分し、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るものでございます。小松都市計画においては、引き続き、区域区分により、計画的な市街地形成を図ることと致します。

次に、小松市の人口動向についてご説明いたします。

左側のグラフは、人口の推移を示したグラフになります。赤線で示します都市計画区域全体の人口につきましては、2005年をピークに減少傾向にあり、青色示します市街化区域人口、まちなかの人口につきましては、ほぼ横ばいを推移しています。

一方で、右側のグラフは世帯数を示したものになります。近年、核家族化の進展により世帯分離に伴い、一世帯あたりの人員がグラフに示すように減少しております。ということで世帯数がオレンジの棒グラフで示しますように増加している現状が小松市にはございます。

次のスライドをご覧ください。

グラフは、転入人口の年齢別の推移です。市外からの転入者の内、オレンジ色で示しますのが20～39歳の若年層が全体の63%を占めております。また、平成25年から5年間で、若年層の転入者数が、約1.4倍に増加しております。続きまして、産業についてです。

小松市における産業動向について、現在、市内に7つの工業団地がございますがすべて企業進出が進みまして、分譲地がない状況となっております。

また、平成25年以降、生産用機械製造業を中心に9社の企業が進出するなど、工業用地需要が高い状況にあり、工業出荷額も近年増加傾向にあります。

将来の市街地の必要規模についてご説明いたします。今回、小松都市計画での将来の見通しを推計し、市街地として必要な規模を見直しております。見直しに当たっては、国の国勢調査や工業統計調査のデータを基にしております。概ね10年後の2030年を目標年として将来の市街地の必要規模を定めることとしております。

そこで産業・工業の将来規模につきましては、基準年で約6100億円に対しまして、近年、増加している工業出荷額の伸び率を踏まえまして推計し、目標年における出荷額を約8600億円としております。

このことから、将来必要規模に対しまして、今回、開発見通しのあります安宅新地区、約34.3haの市街化編入を計画しております。

次に人口についてですが、市街化区域の人口は、基準年で約69,000人に対しまして、目標年における人口を、小松市で掲げます目標出生率なども加味しまして、約70,000人としております。

なお、人口に関しましては、今回、市街化区域への編入は行いませんが、小松駅から1km圏内の利便性の高い、打越地区、向本折地区につきまして、地区の合意形成が図られ開発見通しが確実となった時点で市街化編入を行うこととしておりまして、特定保留地区といたします。

次に主な都市計画の決定方針についてご説明いたします。土地利用に関する方針につきましては、商業・業務地につきましては、近年、駅周辺に大学、ホテル、飲食店などのある複合拠点施設「こまつアズスクエア」が立地し、都市機能の誘導を図っていますように、小松駅を中心に主要拠点で商業、業務施設などの都市機能の集積を図ることといたします。

住居地につきましては、生活利便性の高い駅周辺での居住誘導を図ることといたします。

工業地につきましては、交通利便性の高い道路沿線に工業地の配置しまして、さらなる拠点性の強化を図ることといたします。

次に都市施設の整備に関する方針についてご説明いたします。

今回の議案の一つでもあります、小松空港周辺の工業団地へのアクセス強化

を図るため、空港軽海線などの整備を推進してまいります。

次に、市街地開発事業に関する方針としましては、新たな土地区画整理事業としまして安宅新地区を位置づけ、計画的な市街地形成を図っていくこととしております。

最後に、自然的環境の整備、保全に関する方針としまして、木場潟公園園地におきまして人と自然が共生する里山としての再生と活用を推進することとしております。

以上が議案の説明となります。続きまして、次の議案の方に移らせていただきます。

議第 1605 号「小松都市計画 区域区分の変更について」ご説明いたします。議案書は 6 ページ、図面は 8 ページとなります。スクリーンをご覧ください。

区域区分の変更についてです。区域区分の変更は、必要となる市街地を市街化調整区域から市街化区域へ区域編入するものでございます。

編入地区の選定に当たりましては、以下の 4 つの視点を踏まえまして箇所を選定しております。

1 つ目が、「市街化区域の必要規模」として、将来必要となる人口規模、産業規模の範囲を超えていないか、

2 点目が「都市の発展動向や交通施設等の配置状況」としまして、道路や上下水道などの整備が近くに整っているか、

3 点目が既成市街地と連続した市街地形成がされているか、

最後に、地元の熟度は高いかなど、大きく 4 つの視点を踏まえ編入箇所の選定を行っております。

市街化区域編入地区についてご説明いたします。

今回、市街化区域に編入する地区は、赤で囲んであります、小松空港周辺の安宅新地区でございます。

当地区については、スライドにございます既存工業団地の小松鉄工団地、小松工業団地に隣接した地区であります。工業用地内には、都市計画道路 木曾街道線が走っており、また、北陸自動車道の安宅スマートインターチェンジや少し離れていますが小松インターチェンジが近接しており、大変交通アクセスの良い地区となっております。

編入地区につきましては、約 34 ha とし、現在の市街化区域面積 2,229 ha から 2,263 ha に変更いたします。なお、規模につきましては、将来必要規模の範囲内で、また過度な規模とならないよう設定しております。

続きまして、周辺工業用地の変遷について簡単に触れたいと思います。これまで昭和 50 年の市街化編入により、小松鉄工団地を整備して以降、事業者のニーズに対応して随時拡張を行ってきております。現在、既存 3 工業団地には、38 社が操業してございます。

今回、周辺に利活用できる用地が少ないことを受け、安宅新地区を工業用地として市街化編入を行い、さらなる拠点の強化を目指すものであります。

次のスライドですが開発の見通しでございます。今後、小松市では、民有地、

防衛省用地が混在する当該区域を集約し、有効な土地利用を図られるよう土地区画整理事業を行うこととしておりまして、令和5年度の事業完了を目指すと聞いております。

以上2議案まとめでの説明を終わります。

なお、これまでの案件につきまして、当審議会の調査検討組織であります専門委員会におきまして、審議していただくとともに、農林関係機関等との調整も整っております。

また、本年10月23日から11月6日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 本案件につきましては、当審議会に設置されている「いしかわの都市計画検討専門委員会」に、付託されておりますので、専門委員会での検討結果を、高山委員長より報告していただきます。

◆高山委員： いしかわの都市計画検討専門委員会の委員長を務めております高山でございます。それでは、本専門委員会で、検討した内容について報告させていただきます。

小松都市計画区域マスタープラン及び、区域区分の変更について、これまで2回の専門委員会を開催してきました。1回目は今年の1月、2回目は今年の7月でございます。

その委員会で、各専門の委員の先生方、都市計画、交通、防災、環境、農林、それぞれの専門の立場から、専門的な観点から審議をして参りました。この中で、いろいろなご意見が出ました。その意見を大きくまとめて、次の3点の報告にまとめたいと思います。

まず1点目は、近年、大規模な水害等の被害が生じてきております。今後、市街化する区域については、災害リスクに対して、計画の段階から十分な対応をとることが重要ではないかという意見でございます。皆様もご存知のように、梯川が過去には氾濫しておりますし、近年も、氾濫ぎりぎりまで、水位が上がった状況にあります。もちろん、今改修工事をして随分すっきりして、川幅も広がっておりますが、今後もこういうことが考えられるということから、計画の段階から、災害リスクに対しての十分な対応が重要でしょう、という意見でございます。

それから2点目は、市街化編入にあたり、既成市街地や中心市街地の空洞化、それから空き家がさらに増加することが懸念されています。今後、それに対策を講じることも重要ではないかという意見でございます。

それから3点目は、今後、良好な市街地を形成する際には、用途地域の指定に加えて、地区計画などによるきめの細かな土地利用コントロールを行うことも重要ではないかという意見でございます。

他にもいろいろご意見が出ましたが、以上3点が非常に重要な点ではないかと思っております。これらの意見に対しまして、事務局から、今後は地区計画制度の活用や、災害の視点を重視したまちづくりを進めていくことの方角性が示され

ました。そういうことから、当専門委員会でも、今回の計画は、可能なものであるというふうに考えております。

最後に、今ほど事務局より説明のあった、市街化編入を保留する、特定保留の住宅系の2地区については、当委員会での意見も参考に、将来、よりよい市街地形成がされるよう、十分に議論を深めていただければ、というふうに思います。以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わります。

◆川上会長： ただいまの事務局の説明及び石川の都市計画検討専門委員会の報告について何かご意見、ご質問はありますか。

それでは、特にご意見・ご質問ないようですので、本案はご承認いただいたといたします。

それでは、議第1606号、小松都市計画道路の変更について上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： それでは小松都市計画道路 3・2・8号 空港軽海線、3・5・6号 木曽街道線の変更についてご説明します。議案書は9ページ、図面は10ページとなります。こちらのスクリーンをご覧ください。

スライド中の赤色で示します都市計画道路 空港軽海線は、安宅新町から小松空港、市街地部を通過し、軽海町までをつなぐ、小松市の東西軸を担う幹線道路となっております。

また、青色で示します木曽街道線につきましては、小松鉄工団地や小松工業団地を通り、南は加賀市、北は能美市へ通じる幹線道路となっております。

今回の変更は、先の議案で説明しました、安宅新地区の市街化区域編入に伴い、小松空港前交差点～安宅スマートインターチェンジまでの区間について、道路の幅員と車線数及び、一部線形を変更するものです。

こちらは拡大図になります。今回、空港西口から安宅スマートインターチェンジまでの区間につきまして、将来の交通需要にあわせまして、幅員を22m、車線数を4車線に決定するとともに、上段に示しますように道路の線形を、工業団地内を通過するバイパス計画に変更いたします。

まずは、本路線の現況についてご説明させていただきます。本路線は既存工業団地に立地する約40社の従業員の通勤などによりまして、朝の出勤時には赤で示しますように、市街地方面から工業団地へ向かう車両が増加し、鉄工団地を先頭とした渋滞が発生しています。

また、夕方の帰宅時には、反対に、青で示しますように、工業団地から市街地に向かう車両が増加し、安宅新町交差点を先頭とした渋滞が発生しており、対策が求められています。

こちらが現況交通量と将来交通量でございます。現況の交通量については、既存の工業団地周辺で約1万1千台の交通量がございます。

将来の交通量につきましては、工業団地造成後の新たな企業立地による交通量の増加などを考慮しまして、1日あたり約1万3千台から1万5千台の交通量があると想定しております。

このことから、道路の基準を決めます道路構造令に基づきまして、4車線必要となる交通量を超過することから、当該区間を4車線に計画変更することとしております。

次に、幅員の変更についてご説明いたします。上段が現計画であり、下段が変更後の計画になります。今回の変更におきましては、道路幅員について、総幅22m、内訳としましては車道は3.25mの4車線、中央帯を設けまして、路肩1.5m、両側歩道を設けることとしております。

次に、道路の線形についてご説明いたします。

青色が現計画の線形であります。赤色の線が変更後の線形になります。主たる交通を、黄色で示します安宅新町の住宅地から離すことで、通過交通を抑制し、安全性の確保を図ることとしております。また交通の円滑性を確保するため、道路線形を変更し、バイパス計画とすることとしています。

以上が変更内容のご説明となります。

最後に、本案件は令和2年10月23日から11月6日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でご説明の方終わります。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見ございませんでしょうか。
- 参考意見になりますが、今度の、新しく変更になった都市計画道路については、植樹帯が、なくなっています。通行量等を鑑みて、こういう風な計画変更になったのだと思いますが、これまでの4車線道路については、植樹帯が設けられています。従って今回のこの工業団地を通る新しい新設道路については、工場立地法に基づく緑化の規定がありますが、それプラス、緑化協定等になると思いますけれども、そういうものを活用しながら、工場側で、代替できるような、リストを含めて規定して、緑化などができるような誘導をぜひ、小松市の方で検討いただければと思います。

- ◎事務局： 会長のご意見通り植樹帯の方は今回、計画に設けてございませんが、今後、工業団地造成し、企業が立地する際、法律上、緑地を設けるといふ決まり事がございますので、その中で緑化について努めるとともに、緑化が沿道周辺で図られるように、企業と一緒に連携しながら誘導していくよう努めていきたいと思っております。

- ◆川上会長： よろしく申し上げます。他にご意見等ありませんでしょうか。

- ◆高山委員： 少し質問をさせていただきます。
- 先ほど、交通量が現況で1万1000台程度というご報告がありました。歩行者はほとんどいないと思うんですけど、自転車等の通行量はどういうふうになっているのでしょうか。最近コロナになってから、都市部では、自転車の利用もかなり増えてきているという報道もあります。
- 今後、この地区への通勤に自転車を利用する方も出てくるかなと思います。

そう考えると、先ほど、標準断面を見ますと、計画で路肩が 1.5 メートルとってありますので、できれば、自転車の走行帯等の整備の計画も入れていただくと自転車利用者にとってみれば、非常に利用しやすくなるのではないかと、このように考えますが、いかがでしょうか。

◎事務局 : まず自転車の量につきましては、ちょっと古いデータですが非常に少ない状況となっております。今後につきましては、高山委員のおっしゃる通り、自転車の利用ということも十分想定されると思いますので、路肩 1.5 メートルの中で、路面標示なり、ピクトグラムなどを設けまして、自転車が路肩部での左側通行が促されるよう、今後の事業に向けて、市の事業になるんですが、また検討を進めたいと思います。

◆高山委員 : はい。

◆川上会長 : 他にご意見等ございませんでしょうか。それでは他に、ご意見がありませんので、本案は、ご承認いただいたものといたします。

それでは、議第 1607 号「白山市上小川町地内における特殊建築物の位置について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局 : 議第 1607 号「白山市上小川町地内における特殊建築物の位置について」ご説明いたします。

議案書は 11 ページ、図面は 12 ページとなります。スクリーンをご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置許可についてですが、建築基準法 51 条のただし書きの規定において、都市計画区域内における産業廃棄物処理施設等の特殊建築物は、その敷地の位置について、県都市計画審議会が、都市計画上支障がないと認めた上で、特定行政庁が許可し、新築増築できるものとされております。今回、許可の変更申請があったことから、本審議会に付議するものでございます。

位置の確認です。緑色に示しますのが、北陸自動車道。そしてこちらが、金沢美川小松線になります。美川インターチェンジがこちらにございまして、安宅スマートインターチェンジがこちらになります。今回の案件につきましては、白山市上小川町地内の赤く着色した箇所になり、工業団地松任フロンティアパーク内に位置しております。

敷地面積は約 34,600 ㎡で、用途地域は工業専用地域に指定されております。今回、許可申請の対象となるのは、廃プラスチック類及び木くず、がれき類の処理能力の変更についてでございます。

変更内容につきましては、一部処理施設の新設、更新に伴う、処理能力の変更に加えまして、災害等の有事の際におきまして、廃棄物処理を迅速に対応できるよう、稼働可能時間を 24 時間に延長することによる変更で、1 日当たりの処理場が、従前の 1.5 倍を超えることから、変更許可が必要となり、審議会に付議するものとなっております。

都市計画上の判断について考え方大きく3点ございます。

1点目は、土地利用計画との整合でございます。工業系の用途地域が望ましいところどうなっているかというふうな確認になります。

2点目が、搬入搬出経路の確保になります。

3点目が、敷地周囲の緑化・修景についてです。大きくこの3点におきまして支障の有無を確認することとなっております。

なお騒音環境などの環境上の判断につきましては、県生活環境部の方で審査がなされております。

まず、土地利用計画との整合についてです。当施設は、現在工業団地内に立地しております。都市計画上は先ほども申し上げましたが、工業専用地域となっているため、土地利用上は適合しております。

また、近隣の上小川町が約200メートルほどと十分離れておりますし、住民ともこれまで大きなトラブルもないことから、特に支障がないと判断しております。

次に、搬入搬出経路の確保についてです。主要地方道金沢美川小松線がこちらになりまして、主にこの道路を使いながら、こちらの市道から、進入をするような形になっております。処理施設の進入路につきましては、道路幅約13mと広く、また両側歩道が確保されております。このことから十分道路環境もよいということで、支障がないというふうに考えております。

続きまして敷地周囲の緑化についてです。敷地内については、すでに起業している施設でございますが、敷地面積約35,000㎡に対しまして、緑地面積4700㎡と、約14%の緑地がすでに設けられております。必要な緑化率10%以上確保されていることから、特に支障がないというふうに判断しております。

最後に、関係機関との調整状況をご説明いたします。

今回の申請に当たりましては、上小川町町会に対する説明を事業者が終え、合意形成が図られております。

また騒音振動の生活環境上の支障の有無につきましては、県生活環境部の事前審査を終えており影響ないと評価されております。

また、白山市からも、都市計画上の観点から審査を受けており支障なしとの意見を得ております。

以上のことから、本案件につきまして、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見はございませんでしょうか。

◆池本委員： ひとつ確認なんですけども、処理能力の変更は、装置を入れ替えるということではなくて稼働時間を増やすだけということでしょうか。

◎事務局： 変更の内容ですが、新設が一基で、老朽化に伴う更新が1基ということで、時間の延長もそうなんですけども、新規の施設の入れ替え等がございます。

◆池本委員： はい。そして24時間化があるということなんですけれども、搬入ってというのは日中だけですか。

◎事務局： あくまでも災害時の対応ということで、通常時は、やはり通常の産業廃棄物の処理ということで、日中の営業となります。

◆池本委員： わかりました。

◆川上会長： 今回の質問に関連するのですが、処理能力が、すごい15倍か20倍程に拡大しているんですが、これは災害時の対応能力という話で、通常稼働するものではないんですか。

◎事務局： 説明が足りてなかったんですけども、大きくは24時間化による増大よりは、新たな品目の追加による増大によるものです。具体的には、これまで軟質系のプラスチックの圧縮というのは許可の対象外でしたが、これからは木くずとかがれき類の処理をすることで、許可が発生し、その能力が大きいためです。ですので見え方として大きく増えているのは、基本的には更新、新設と、機械に入れるものが、許可の対象物になったということで、増えている状況となっております。

◆川上会長： 今まででも処理してたけど、今回そういう項目が対象になったので、増えたということですか。

◎事務局： はい。そういうことになります。

◆川上会長： 他に何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。
では、他にないようですので、本案は、ご承認いただいたものといたします。
最後に、事務局の方から、都市計画決定案件の市町決定についてご報告をお願いいたします。

◎事務局： それではご説明いたします。お手元のA4報告事項資料をご覧ください。
こちらは、前回第170回審議会の令和2年2月20日以降に、市町において決定告示された案件の一覧でございます。
土地利用に関するものが、金沢市白山市における用途地域、地区計画の変更が5件、
都市施設に関するものは、金沢市、加賀市、津幡町、内灘町、穴水町における道路や下水道の決定変更の案件が7件、
計12件でございます。なお詳細につきましては次のページに掲載しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

では、特に意見もないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきまして審議が終了いたしました。

本日の議事録の署名員につきまして、変更いたしますのでご連絡致します。本日の議事録の署名員は、端委員と宮崎委員にお願いします。それでは事務局に進行を返します。

◎事務局 : どうも、厳正なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第171回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。